時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

時事新報

第二千四百四十七號
明治廿二年十月十九日　土曜日
舊曆己丑九月廿五日（戊辰）
日出午前五時五十二分　日入午後五時零分
月出午後二時十七分
滿潮午前　午後零時二十六分
（西曆一千八百八十九年）

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ぜず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

日本商工家諸氏に告ぐ（昨日の續き）

過般農商務省にて全國商工會員に諮問したる商法會議所條例は果して如何の者なるや世間の風評は區々なれども我輩は未だ其箇條を確知するに及ばず否、之れを確知しゝりとて本來商法會議所に對して政府が條例を作ると云へる其精神を愛せざるものあるが故に條例の可否善惡の如きは之を度外に置て可なり我輩は我が商法會議所をして純然たる商工家諸氏の結合たらしめんことを期し徹頭徹尾右樣の條例に反對する者なれども農商務省の方にても既に我が領事館等に由りて海外商法會議所に關する二三の書類を取り集め同省官吏の評定を以て之を條例體にものして試みに全國商工會員に示し其意見を聞かまほしとて過般の商工諮問會を開きたる位の運びなるべく當時諮問に與りたる商工會員總代諸氏は如何に答辨したるやを知らざれども我輩の聽く所を以てすれば農商務省も總代諸氏も判然と心を決したるに非ず云はゞ考案最中にして愈々具の條例と爲るには餘因遠きことならんと思はるゝが故に我輩は之を我が商工家及び當局者の熟慮に任せて今暫く之を擱き扨て我が商法會議所を在來のまゝに据ゑ置きて之れに改良を加へんとすれば其箇條固より少なからず差向き先づ其の會員を增加し商業組合の總代人及び諸會社の總代人の外に續々一個人を入會せしめ土地に名望ある商工業家を網羅して千人にても二千人にても多々ます〱其會員の多きを嫌はず斯くて一方には衆智を集め一方には寄附金額を增して會議所の事務を擴張し追ては西洋商法會議所の例に倣ひ商法部委員、國會部委員、一般商業部委員を始め土地特別の商工業に就ては夫れ〱常置委員を置きて其向の事務意見を調査せしむるの手配を立て又彼の商事裁判の如きも漸を以て其實價を顯はさんことを期し英國商法會議所等の事例に據りて會員に對する裁判に限り最初申込みの謝金を半減するの便法を設け手近く會員相對の紛紜を和解して次第に實効を奏するに隨ひ次第に其仲裁の手を廣ぐるの工風なかる可らず何れも商法會議所に附屬する尋常一樣の事務なれども目下日本の商業社會は擧て亂雜不整頓にして商家は全體の利害に關せず銘々勝手に立ち廻はりて一驅けの功名を爭ふもの〻如く同業全體の運動は一に纏まる所なくして外商整々の陣に對しては每度失敗すると多く商業上の現況に就き又其の前途の方向に就き時々尤もなる意見を出して暗に其運動を號令する等の機關あきが故に我が商法會議所は此亂雜不整頓の時に處して間接直接我が商業社會を指揮し其采配を以て全體の運動を總むるの機關たらざる可らず左れば我が商法會議所は成る可く會員を多くして商業社會人材の府となり時々商政上の意見を定めて全國商工家の參考に供するは勿論、之を外國語に飜譯して海外諸國人に示す等の手順を立てざる可らず從來海外諸國人は日本商政上の狀態を知るに適當の道を得ざるが爲め橫濱居留外國人の組織に係る商法會議所の報告を取り寄せ若くは其意見を聞きて之れに信據するの例あるが故に我國商政の事情に關して從來諸外國人の眼に映じたるものは渾て居留外國人に都合よきやうの者のみにして一回營利的人の心眼を經れば光線種々に屈曲して先方に映ずる所の者は決して實の寫眞に非ず即ち海外の見物人を誤りて彼等の心中常に我國に不利なる判斷を生ぜしむるが如きは每度有り勝ちの事にして我が條約改正等に就ても之れが爲め多少の障害を與へたるや疑を容れず左れば日本の重立たる商法會議所にては諸外國商法會議所等に向て今後通信交際の好を通じ年々の報告意見等を纏め夫れ〱之を飜譯して彼等の參照閱讀に供し彼等をして單に橫濱居留人等の報告のみに由らず純然たる日本商法會議所の細報に接して我が商政上の眞相を窺はしむると肝要なる可し兎に角に我が商法會議所は時勢の然らしむる所、今の商業社會に對して重大の責任あるが故に漫に西洋商法會議所の例に倣ふを要せず我輩の所見を以てすれば彼の身代取調事務を商法會議所の一局部に屬して其事務の端緒を開くが如きも亦是れ當務の急ならんと信ず凡そ西洋諸國にては商人の信用堅固にして金錢の貸借に間違ひなく手形の約束に不都合なく商品の授受に不正なくして幾千萬の取引も多くは滑に行はるれども是れは商人の規模大にして一回信用を損すれば末代家の不面目と爲り結局大不利あるとを合點するが爲めならんと雖も凡そ何れの國にても人の不正不都合を絕つには漫に其德義心のみに依頼す可らず一方には德義心に訴ふると同時に一方には形ある仕組を以て其不正不都合を制すると肝要にして彼の身代取調の如き即ち其一法として見る可きなり今英米等に行はるゝ彼の身代取調會社は全國到る處に支社を置き甲府の製造家が乙地の商人の注文を受けて新に其注文品を送らんとする等の場合に當り先づ身代取調會社に就て先方商人の身元を質問すれば會社は電信郵便を以て乙地の支局に問ひ合せ身代の模樣は斯く〱にして銀行其の取引は何樣〱と委細之れを取調ぶるの外に每週若くは隔週に其向きの報告雜誌を發して之を各會員に配り會員は年々若干金（英國にては二ギニー即ち我が十四圓）を寄贈して右等の便利を得るの仕組にして商業社會の信用を保ち其不正を制するの好方便なりと云ふべく我國にても追て商業の發達と共に之を導くこと肝要なれども初めより一個人の手に任じては事業に重きを置かざるの掛念もあるが故に當分之を我が商法會議所の支務として其端緒を開く方最も適宜なる可きなり之れを要するに我が商法會議所は商業社會草造の今日、事業も多く責任も甚だ大なれども左ればとて政府の世話を仰ぐに及ばず商工自から其局に當りて自から其經驗を嘗び斯くて次第に其實務を盡すこそ事の順序に於て然る可き筈なれ所謂條例に追廻はされて猿が猿廻しに使はるゝが如く他の政治家の指圖するまに〱橫になり縱になるやうの始末にては俗に所謂猿眞似にして眞の狂言は出來ざる可し近來世上の有樣を見るに人氣は漸く商工界に向ひ有爲活潑の士人輩も漫に政治海に險隅せず行く〱商工の流に入りて龍門の六々鱗たらんと欲するものも多く今後商工社會の事は商工社會の手を以て之を始末するの位地に達す可きが故に我が政府當局者も成る可くは干涉の手を袖にして商工の爲す所に任せ商工諸氏も勵精奮發その社會の事務に對して他人の鼾睡を容れざるやう自尊獨立して然る可きものあり

（完）

雜報

○改進黨員近頃の句調　改進黨員の編輯に從事する新聞紙は常に讒謗罵詈を賤しみ居たるが近來政黨の論爭には是れ必要缺く可らずと發明したるもの歟此程條約改正の可否論世に盛んなりしより斯る新聞紙も往々意外の筆法を見る事とは成れり現に昨日も斯類の新聞は他の新聞社の魂膽なりとて其紙上に縷述し讒謗罵詈殆んど到らざる處なし恒の心あるものは斯る新聞紙を相手にして論爭する事を好まざるべし是れも目下日々研究しつゝある近頃の句調なれば今後に反省を求むるも益なかるべし

○新聞紙の發賣高を知る法　東京府下各新聞紙の發賣高は每月各社より其筋へ屆出る事なれ共目の黑き人々は此の屆出の高を見て滿足せず種々の方法を以て之を調査し其實數を知らんと欲する事なるが近頃歐洲より歸朝したる某氏の話しに目下歐洲諸國にて新聞紙發賣高の實數を知る一法は其紙面の句調を察するにあり漫に他の新聞紙の發賣高を評して追々減少の傾きありなど兎角他の社運の隆盛を嫉む句調ある新聞紙は自家必ず發賣高の大減して二千枚以下に潛りたるものありと知るべしと云へり

○大同派の委員會　一昨十七日芝山內の大同俱樂部事務所に開きたる大同派の委員會に列席せしものは九十餘名にして府下の中央部は時務に應じ各地の團體と共に益々機敏活潑の運動をなし得らるゝ樣の仕組となさんことを協議せしが尙は何分多人數の事にもあればとて更に協議委員を撰び昨日より議事に取掛り明日頃には終結し決議の次第を報告し總委員の懇親會を開く都合なりといふ

○工兵隊の出張　第一師團にては[illegible]月上旬より茨城縣地方に於て師團演習を執行するに就ては豫め陣營等の準備の爲め來る二十日頃より工兵隊を該地へ出張せしむるよし

○郵便電信局の工事　昨年來日本橋區江戶橋際[illegible]局跡に工事中なる東京郵便電信局の建築地盤工[illegible]此程已に竣工したる
りと

○東京市街の電線
は電信線を始めと
にて場所に依りて
なるが之れに今度
を架設したらんに
蛛網の張りたる如
を地中線に改正す

○製絹絲の發明
門氏は多年の苦心
捲付け一種の製絹
元山の麓なる渡
建築し去る九月下
始めたるに工合
るを以て追々女工
あるが既に本月十
賣專特許をも得た

○リチル商會の
高知、大坂等にて
烟草店を神戶に開
をも營みて其本店
ル商會の主人り
開肥者等百三十
きて饗宴を開き

○英國人の內地
旅行を爲すもの
經て旅行免狀の下
凡そ一千名程に達
名の多きに達し

○頌德狀　栃木
此程同地方に行
奉り左の如き
て奉呈したるよし
栃木縣安蘇郡
家擅權王室
憲于治政夙夜
惜哉中道而崩
今上皇帝陛下
萬機更張法制
以致兆民之狀
今上皇帝陛下
可謂
皇太后陛下
今也我佐野町
是爲振古美擧
典欽悅何物加
皇統之無窮
野町人民誠惶
皇太后宮大
三位勲二等

○諸傳染病患者
病に罹りしは
十六人赤痢男
男九十九人女五
五十五人全治八

○京都の通
京都府知事の東
議に係る府下水
豫算即ち道路
し十萬圓の國庫
五分京都